

「公益財団法人ほしのわ」へご寄附頂いた場合の控除について

【個人の方】

1. 所得税について

個人の方が公益法人である当財団に寄附をなさった場合は、所得税の所得控除が対象となります。※所得税の税額控除は対象となっておりません。

$$\underline{(\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{ 円}))} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

(参考) 公益法人 Information「公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇」

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zei_kojin.html

上記リンクへのアクセスはこちらから→



2. 熊本県にお住まいの方

熊本県にお住まいの方は、個人県民税について、以下の金額が控除されますが（税額控除）、変更となる場合もございます。詳しくは、熊本県税務課までお問合せください。また、熊本県内の市町村の指定状況については、お住まいの市町村にお尋ねください。

$$\underline{\text{熊本県} : (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\%}$$

$$\underline{\text{お住まいの市区町村の、条例指定がある場合} : (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\%}$$

$$\rightarrow \underline{\text{重複指定であれば、} (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%}$$

(参考) 熊本県庁「個人県民税の寄附金控除について」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/16/50525.html#1>

上記リンクへのアクセスはこちらから→



【法人の方】

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

(参考) 公益法人 Information「公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇」

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zei_houjin.html

上記リンクへのアクセスはこちらから→

